

令和7（2025）年度 東京学芸大学附属小金井中学校 学校経営計画

校長 川島 清美

夢と希望を抱き、自信と誇りを持つ

1 附属学校の役割

- (1) 学部・大学院における研究を附属学校で実際の指導に取り入れ、その結果を学部・大学院の教育研究に反映していく実験・実証校としての役割
- (2) 学部・大学院の教育研究に基づいて、教育実習生を指導する教育実習校としての役割
- (3) 一般公立学校と同様に普通教育を行う公教育の役割
- (4) 地域の学校と連携して教育・研究を推し進める役割

2 附属学校教育目標

東京学芸大学附属学校は、在学する幼児・児童・生徒に普通教育を施すとともに、大学と連携して実証的研究や実践的研究に取り組むことにより、

- (1) 協働して課題を解決する力
- (2) 多様性を尊重する力
- (3) 自己を振り返り、自己を表現する力
- (4) 新しい社会を創造する力

の四つの力を持った次世代の子どもを育成する教育を推進する。

3 目指す学校

- (1) 学びと成長の学校
- (2) 居場所としての学校
- (3) 競い合い認め合う学校
- (4) 未来を志向できる学校

4 教育目標

健康な身体と すぐれた知性と 豊かな情操とをもち 平和で 民主的な社会の進展に貢献できる 自主的で 創造性に富む国民を育成する

5 育てたい生徒像

- (1) 自ら考え実践する生徒
- (2) こころとからだを鍛える生徒
- (3) 思いやりと奉仕の気持ちを持つ生徒
- (4) 創意を働かせ工夫する生徒
- (5) 考えや気持ちを的確に表現できる生徒
- (6) 他から学び自らを変革できる生徒

6 中期経営目標

（6-1）学校運営

（6-1-1）本校の特色づくり

令和4年度から、国立大学の第4期中期目標期間が始まった。令和9（2027）年度までの6年間である。本校は、東京学芸大学の第4期中期目標・計画に即し、小金井地区に立地する附属学校園のひとつとしての特色づくりを推進する。具体的には、日本の教員養成の基幹である大学本体、特に教職大学院と密接に連携し、高

度な教員養成・教員研修を担う。

ただし、本校は、義務教育の最終段階であるとともに、中等教育の前期段階でもある中学校であるから、中学生を健やかに育てるという、本来、教員養成とは区別される中学校本来の公教育としての使命がある。

この分断しがちな2つの機能・役割（教員養成を担う／中学校である）を、特色づくりという戦略的視点から、統一的に捉える必要がある。このことを踏まえ、第4期中期目標期間における本校の機能・役割・使命に関する具体的展望を切り拓く。

(6-1-2) 生徒と教職員の人権保障と安全・安心な学校づくり

近年の世界的な社会情勢の不安定化を背景の一つとして、子どもと大人の世界の双方において、人権を蹂躪する悪質なハラスメントが横行している。本校は、生徒と教職員の全ての構成員に対し、日本国憲法及び国連の「世界人権宣言」「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等により保障されたあらゆる人権を最大限に尊重し、「人間としての尊厳」が堅持されるよう努める。

具体的には、第1に、「いじめ防止対策推進法」等に準拠し、いじめの防止・早期発見・的確な対処に最大限努める。また第2に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」等に準拠し、当該性暴力等の防止・早期発見・的確な対処に最大限努める。第3に、「自殺対策基本法」等に則り、生徒の心の健康の保持に係る教育・啓発を推進する。

(6-1-3) 教員の「働き方改革」の推進

国の「働き方改革」推進政策に則り、本校教職員、特に1年単位の変形労働時間制の下で勤務する教員の「働き方改革」をより一層推進する。このことに関する課題は多面に及ぶが、全体として教員の負担感が大きい生徒指導・教育相談業務、入試業務、週休日の部活動指導の負担軽減・合理化を図る。

(6-1-4) コミュニティ・スクールの始動

令和7年度より、本校に社会連携学校運営協議会を設置し、校長が作成する学校運営の基本方針に係る同協議会による協議・承認等を通し、コミュニティ・スクールとしての運営・活動を推進する。

(6-1-5) 危機管理の徹底

新型コロナウイルス感染症等の世界的な新型感染症の流行や大規模な自然災害、悪質な犯罪、重大な情報インシデント・アクシデントの頻発等、学校は日々、予測困難な様々な危機に直面している。本校は、こうした事態に対し、生徒のいのちと健康を守り、併せて本校の基本資産を保護するための危機管理を強化・徹底することを通し、安全・安心な学校づくりを推進する。

(6-2) 教育活動

(6-2-1) 教育課程の充実

中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）等、中学校に関する平成29（2017）年改定の国の教育課程基準の見直しが検討されている。こうした次期教育課程基準立案に係る動向を注視し、学校教育法第30条第2項に準拠した「資質・能力」の育成を目指すとともに、なかでも、「生きる力」の育成の主眼である「探究」活動の充実・強化を図る。

(6-2-2) I C T活用の推進

今後急速に、生成AI技術をはじめとする高度AI技術の利活用及びそれを支える情報基盤技術の高度化が進むと予想される。本校においてもこうしたAI時代の高度情報化社会の到来を視野に入れ、従来のデジタルトランスフォーメーション（DX）化の動きに迅速かつ的確に対応するとともに、家庭との連携をより一層強化しつつ、ICT活用に関する先導的な教育課程編成・教育実践を実現する。

(6-2-3) 教育条件整備の推進

本校が理想とする教育実践の実現のためには、その基盤となる教育条件の整備・充実を疎かにすることはできない。教育条件とは、①施設・設備や教具等の物的条件、②教職員の配置や組織編成、学級規模等の人的条件、③教育費等の財政措置という、密接に関連する三つの側面から構成される。本校は、自身の力量向上と体制強化を推進するとともに、保護者や支援団体の協力を得ながら、こうした教育条件整備、なかでも教職員に関する人的条件について、その整備・改善を計画的に実施し、そのことを通して、生徒の健やかな発達を促すよりよい教育実践を持続的に創造する。

(6-3) 研究活動

全教員が、本校の研究の基本方針にある「教育の理論と実際に関する研究ならびに実証」を推進するとともに、大学教員との連携による教育実践に関する研究の推進に意欲的に取り組む。そして、これらの成果を、教育研究協議会、研究紀要等を活用し積極的に発信する。また、教科教育や生徒指導等に関連する学術学会・研究会等に積極的に参加し、自らの教育研究の成果を発表したり、外部研究資金に応募したりすることに努める。

(6-4) 学生の教育・支援活動

本校は国立教員養成系大学の附属中学校である。このことに鑑み、本学の学部・大学院（修士レベル及び博士課程）における中学校教育に関する研究を実際の指導に取り入れるなどし、その結果を教育・研究に反映することを引き続き進める。また、学部と教職大学院の教育実習、修士課程の臨床心理実習等を積極的に受け入れ、未来の教師・教育支援職としての学部生・大学院生の意欲や資質等を高める指導を行う。そして、本校の教職員は、こうした学生の教育・支援活動を通じ、教職員としての自らの専門性を向上させる。

(6-5) 社会貢献活動

平成 29（2017）年改定の現行の中学校教育課程基準は、各学校がその特色を生かしながら創意工夫を重ね、子どもや地域の現状と課題を捉え、教育活動のさらなる充実を図っていくことができるよう、地域・家庭等と協力しながら教育改善を図っていくことが重要であるとの考え方を立脚している。本校は、こうした校外・社会連携強化の重要性を強く理解し、大学本体のみならず、保護者や支援団体、地域の教育行政機関等との緊密な連携体制を維持・向上させ、教育活動の充実・強化を推進する。そしてその成果を、生徒の発達の促進とともに、地域や家庭の発展に寄与するよう活用する。

7 年度経営目標

(7-1) 学校運営

(7-1-1) 本校の特色づくりと学校運営におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）化の推進

- 1) 社会連携学校運営協議会の意見及び保護者対象アンケートの結果を学校経営と教育・研究活動に意欲的に反映させる。〔注〕下記7-1-4に関連項目あり
- 2) 【重点目標1①】このとき本校の特色づくりについては、次の3観点を満たすよう努める。第1に、本校は小金井地区の他の附属学校園（幼・小）と共に、学部（学士課程）のみならず、特に教職大学院と密接に連携し、高度な教員養成及び教員研修を担う。第2に、大学本体と同一の敷地内にあるという特性を生かし、大学の人的資源及び物的資源、豊かな自然環境を活用した取組を推進する。第3に、修学旅行や学芸発表会、スポーツフェスティバル、合唱祭等の本校の伝統的で特徴的な教育活動を、安全・安心面に最大限配慮しながら推進し、活性化させる。
- 3) 【重点目標1②】WebやSNSのみならず、対面での学校説明会の機会をより一層活用し、本校の魅力を地域・社会に広く、かつアリティー豊かに発信する。
- 4) 生徒の学習及び教職員の校務の両面において、ICTを積極的に活用した取組を推進する。このうち生徒の学習については、生徒の自前の情報端末を学校内の各教科等の学習等において活用するBYOD方式の取組を進める。
- 5) 入学者選抜を厳正に実施する。このための担当体制の整備、出題ミスの防止により一層努める。これらを前提とし、入試業務におけるICT活用を推進する。

(7-1-2) 生徒と教職員の人権保障と安全・安心な学校づくり

- 1) 【重点目標2】「いじめ防止対策推進法」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和5年文科省初中局長通知）等の国の法令及び本校「いじめ防止基本方針」等に則り、いじめの防止・早期発見・的確な対処を確実に実施する。
- 2) 上記1)の一環として、いじめ重大事態を決して発生させない。
- 3) 【重点目標3】「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」、刑法等の国の法令等及び本校「教育職員等による性暴力等の防止等に関する基本方針」等に則り、教職員等による生徒に対する性暴力等が、重大な違法行為であり、生徒の権利を著しく侵害し、生徒に対し生涯にわたって回復しがたい心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであるとの認識を徹底する。そして、学校全体で性暴力等の防止・早期発見・的確な対処を確実に実施する。

- 4) 教職員全員が、生徒及び教職員（教育実習生を含む）、保護者等の学校関係者が被害者及び加害者となり得る様々なハラスメントに関し正しく理解し、常に人権尊重の理念に則り、ハラスメントを防止・根絶する。
- 5) 教職員全員が、生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰及びことばの暴力を行ってはならないという人権意識をより一層徹底する。これとともに、もとより教職員は、生徒一人一人をよりよく理解し、信頼関係を適切に築くことが重要であるとの認識を強く持つ。
- 6) 「障害者差別解消法」等に準拠し、障害のある人に対し、障害を理由としたあらゆる差別を禁止し、可能な限り「合理的配慮」を提供すること等を通じ、「共生社会」の実現を目指す。校内体制としては特別支援教育コーディネーターを要とした組織の整備を図るとともに、大学の特別支援を専門とする部署との連携を進める。
- 7) 「自殺対策基本法」等に則り、生徒に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合い生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、及び困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるなどのための教育・啓発等、心の健康の保持に係る教育・啓発を行う。
- 8) 生徒や保護者等の教育相談については、スクールカウンセラー（S C）及びスクールソーシャルワーカー（S SW）の両専門家を交えた体制を整備し、組織的な遂行を通じ、改善・強化を図る。校内体制としては、教育相談コーディネーターを要として整備・強化を図る。
- 9) ジェンダー平等の実現及び性の多様性の尊重の観点から、生徒及び保護者の意向も踏まえ、通学服に係る規則の見直しを検討し、令和8年度から新たな通学服制度を実施する。

(7-1-3) 【重点目標4】教員の「働き方改革」の推進

- 1) 生徒指導・教育相談に関わり、対応が困難な保護者に対しては、担任・学年のみで抱え込まず、早めに管理職、S SW、各自治体の関係機関等と一体となって組織的に対処する。また、事案の内容に応じ、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」（令和7年4月1日施行）に準拠した保護者対応を実施する。
- 2) 入試業務のうち、特に労力を要する一般入学者選抜について、問題の作成・検討・校正・点検及び解答の採点に係る一連の業務を対象に、業者委託を含め、負担軽減を検討し、令和9年度入試からの実施を目指す。なお、入試制度の変更を含む場合は、大学入試制度に準拠し、2年前予告を原則とする。
- 3) 部活動指導は、学校の業務であるが、必ずしも教員が担う必要のない業務であるとの国の判断を踏まえ、特に週休日の部活動指導について、部活動指導員のより一層の活用を図るとともに、業者委託等を検討する。なお、こうした部活動指導に係る教員の負担軽減に要する費用については、受益者（保護者）負担を導入することも検討する。

(7-1-4) 【重点目標5】コミュニティ・スクールの始動

- 1) 校長のリーダーシップの下、社会連携学校運営協議会の意見・判断に即し学校運営を進め、校務全般及び教育条件（物的条件・人的条件・教育費）の整備・改善を進める。〔注〕上記7-1-1に関連項目あり
- 2) 本校の特色づくり及び特色の外部への発信活動を推進し、本校への入学志願者数を最大限増やす。

(7-1-5) 危機管理の徹底

- 1) 首都直下地震等の大規模自然災害や火災の発生、不審者の侵入等を想定した防災・避難訓練を定期的に実施する。
- 2) I C T活用の一環として、情報セキュリティポリシーの策定・運用・改善等を行い、情報インシデントの防止、情報セキュリティの確保に組織的に取り組む。
- 3) 「東京学芸大学附属学校教職員によるS N S等を用いた児童生徒等への連絡に関するガイドライン」に準拠し、本校教職員がS N S等を用い、安全・安心に生徒指導及び保護者等への連絡を行うための規則「東京学芸大学附属小金井中学校 教育職員等による性暴力等の防止等に関する基本方針」を適切に運用し、必要に応じ逐次改正する。
- 4) スポーツフェスティバルや部活動、昼休みの時間において、学校事故が発生する頻度が比較的高いことから、これらを主に学校事故の防止・抑制に取り組み、学校事故の発生を皆無にすることを目指す。
- 5) 施設・設備の安全点検を日常的に実施する。

(7-1-6) 組織的な意思決定の推進

- 1) 本校の運営上の意思決定を組織的かつ的確に行うため、校長のリーダーシップの下、運営委員会を学校運営の中枢機関として位置付ける。
- 2) 運営委員会を補佐する組織として学年主任会を設置し、特に生徒情報の共有、生徒指導に係る直面する課

題の整理等を行う。

- 3) 上記2)において、学年主任は学年会で話題となった生徒情報のうち、特にいじめ重大事態の予兆となる不登校傾向・登校しづらり及び生徒の生命・心身・財産に関わる暴力や盗難等の事案については、漏れなく学年主任会に上げることとする。

(7-2) 教育活動

(7-2-1) 教育課程の充実

- 1) 「教師の基本は授業力」であることを全教員が再確認し、教育研究協議会、授業研究会を積極的に実施する。
- 2) 各教科等におけるICT活用をより一層推進する。
- 3) 教員全員が、どの生徒にも得意・苦手の両面があり、得意を伸長し、苦手は支えるという原則に即し教育研究活動を展開し、全ての生徒が資質・能力を豊かに持つ人間となるよう育てる。
- 4) 生徒一人一人の将来（入学から3・6・10年後）を見据えた進路指導とキャリア教育を実施する。

(7-2-2) 教育条件整備の推進

- 1) 附属学校運営部と連携し、可能な限り人事交流を推進する。
- 2) 教育後援会（若竹会）、同窓会等と連携し、老朽化・不調が目立つ空調機等の大型設備・備品の更新等、特に高額な予算を要する物的条件整備を意欲的に進め、生徒の学習環境を改善する。

(7-3) 研究活動

- 1) 全ての教員が、本校「研究活動」の「基本方針」に準拠し、主体的に教育研究活動を推進し、自己の教育研究力のさらなる向上を図る。
- 2) 教員個々の「研究活動」の推進と同時に、本校全体としての共同研究に積極的に取り組む。特に本年度は、今後数年を期間として行う当該共同研究のテーマを確実に決定し、実施し始める。
- 3) 研究成果は教育界、学界及び社会に適宜公表し、全国・地域の先導的な教育モデル等を提案する。
- 4) 科学研究費補助金等の競争的外部資金の獲得を目指す。

(7-4) 学生の教育・支援活動

- 1) 本学学部の「教育実地研究」に加え、教職大学院の「教職専門実習」、修士課程の「臨床心理実習」の実習生を積極的に受け入れ、国立教員養成系大学の附属学校としての基本的使命を果たすとともに、特に教職大学院の実習生に対する指導を通じ、高度な教員養成・現職教員研修の構築・推進に貢献する。
- 2) 教育実習以外の場面において、本学の学部学生及び大学院生に対する教育・研究指導を行う。

(7-5) 社会貢献活動

- 1) PTA（保護者と教師の会）、教育後援会（若竹会）、本校同窓会との最近の良好な関係づくりの実績を大いに活かし、これらとの連携活動を推進し、より一層の連携強化を図る。
- 2) 本校Webサイト等のICTを活用し、本校の教育研究活動の成果及び教職員・生徒の活躍状況等を広く社会に公表し、社会的資産とする。なお、本校Webサイト等の更新作業については、大学Webサイト管理との一体化や業者委託を含め、できるだけ多くの教員が担える仕組みを検討し、実行する。
- 3) 小金井市教育委員会主催の校長会、副校長会、生活指導主任研修会、教科会等及び全国国立大学附属学校連盟・全国国立大学附属学校PTA連合会主催研究会等に参加し、情報交換・意見交流を進める。
- 4) 本校教職員が、教育行政機関等の公的専門委員、検定教科書著者、教育書籍編著者、教材開発要員、外部講師等として任用され、本校の教育研究活動の諸成果を広く社会に還元していく取組を勧奨する。
- 5) 本校の人工芝グラウンド（校庭）や体育館、プール等の運動施設の活用を通じ、地域の青少年スポーツ振興に貢献する。

8 年度数値目標

| | |
|---|---------------------|
| 社会連携学校運営協議会の開催 | 年5回以上 (概ね隔月開催) |
| 保護者に対する学校評価アンケート（Webフォーム）の実施 | 年2回以上 |
| 生徒に対する「人間関係に関するアンケート」「生徒と教員のハラスメントに関するアンケート」の実施 | 年3回以上（各学年） |
| 保護者に対する「生徒と教員のハラスメントに関するアンケート」の実施 | 年3回以上 |
| いじめ重大事態の発生 | 0回 |
| 教職員による生徒への性暴力、ハラスメント、暴力 | 0回 |
| 認定NPO法人CAPセンターJAPANによるCAP（子どもへの暴力防止）プログラムの生徒版・保護者版・教員版の実施 | 年1回以上（各対象） |
| 避難訓練（防災及び不審者対応）の実施 | 年2回・各期1回以上 |
| 学年保護者会の開催 | 年4回以上（各学年） |
| 「学年通信」の発行 | 月1回(除8月)以上 (各学年) |
| 「研究紀要」及びその他の教育研究誌に掲載する論文・記事数 | 20本以上 |
| 障害等のある生徒に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成及び活用（必要とする生徒が在籍した場合） | 100% |